

新 (R4. 10. 15 適用版)	現 行
<p style="text-align: center;">※変更箇所のみ抜粋</p> <p style="text-align: center;"><b>建築関係設計業務委託共通仕様書 (令和4年10月15日)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>1. 2 用語の定義</p> <p>2. 「<b>検査職員</b>」とは、設計業務の完了の確認、部分払の請求に係る既履行部分の確認及び部分引渡しの指定部分に係る業務の完了の確認を行う者で、契約書第<b>3.4</b>条の規定に基づき、検査を行う者をいう。</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 業務の実施</b></p> <p>3. 2 1 発注者の賠償責任</p> <p>発注者は、次の各号に該当する場合においては、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第<b>3.1</b>条に定める一般的損害、契約書第<b>3.2</b>条に定める第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合</p> <p>3. 2 2 受注者の賠償責任</p> <p>受注者は、次の各号に該当する場合においては、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第<b>3.1</b>条に定める一般的損害、契約書第<b>3.2</b>条に定める第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 契約書第<b>4.3</b>条に定める<b>契約不適合責任</b>が生じた場合</p> <p>3. 2 3 契約内容の変更</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務委託契約の変更を行うものとする。</p> <p>(1) 業務委託料の変更を行う場合</p> <p>(2) 履行期間の変更を行う場合</p> <p>(3) 監督員と受注者が協議し、設計業務履行上必要があると認められる場合</p> <p>(4) 契約書第<b>3.3</b>条の規定に基づき業務委託料の変更に代える設計仕様書の変更を行う場合</p> <p>3. 2 4 履行期間の変更</p> <p>2. 受注者は、契約書第<b>2.7</b>条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、修正した業務実施工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</p> <p>3. 契約書第<b>2.8</b>条の規定に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに、業務実施工程表を修正し提出しなければならない。</p> <p>3. 2 5 修補</p> <p>4. 発注者は、指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、契約書第<b>3.4</b>条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">※変更箇所のみ抜粋</p> <p style="text-align: center;"><b>建築関係設計業務委託共通仕様書 (令和3年10月15日)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>1. 2 用語の定義</p> <p>2. 「<b>検査職員</b>」とは、設計業務の完了の確認、部分払の請求に係る既履行部分の確認及び部分引渡しの指定部分に係る業務の完了の確認を行う者で、契約書第<b>3.3</b>条の規定に基づき、検査を行う者をいう。</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 業務の実施</b></p> <p>3. 2 1 発注者の賠償責任</p> <p>発注者は、次の各号に該当する場合においては、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第<b>3.0</b>条に定める一般的損害、契約書第<b>3.1</b>条に定める第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合</p> <p>3. 2 2 受注者の賠償責任</p> <p>受注者は、次の各号に該当する場合においては、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第<b>3.0</b>条に定める一般的損害、契約書第<b>3.1</b>条に定める第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 契約書第<b>4.2</b>条に定める<b>瑕疵責任に係る損害</b>が生じた場合</p> <p>3. 2 3 契約内容の変更</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務委託契約の変更を行うものとする。</p> <p>(1) 業務委託料の変更を行う場合</p> <p>(2) 履行期間の変更を行う場合</p> <p>(3) 監督員と受注者が協議し、設計業務履行上必要があると認められる場合</p> <p>(4) 契約書第<b>3.2</b>条の規定に基づき業務委託料の変更に代える設計仕様書の変更を行う場合</p> <p>3. 2 4 履行期間の変更</p> <p>2. 受注者は、契約書第<b>2.6</b>条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、修正した業務実施工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</p> <p>3. 契約書第<b>2.7</b>条の規定に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに、業務実施工程表を修正し提出しなければならない。</p> <p>3. 2 5 修補</p> <p>4. 発注者は、指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、契約書第<b>3.4</b>条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p>

新 (R4.10.15 適用版)	現 行
<p>3.30 検査</p> <p>2. 受注者は、契約書第3.4条第1項の規定に基づいて、発注者に対して業務の完了を業務完了届により通知する時までに、契約図書により義務づけられた書類の整備を完了し、監督員に提出しておかなければならない。</p> <p>3.31 部分使用</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第3.6条の規定に基づき、受注者に対して成果物の一部の使用を請求することができるものとする。</p> <p>(1) 別途設計業務の用に供する必要がある場合</p> <p>(2) その他特に必要と認められた場合</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 その他</b></p> <p><b><u>4.7 ウィークリースタンスの推進</u></b></p> <p><u>受発注者は、ウィークリースタンスの推進に努める。ウィークリースタンスとは、受発注者協力のもと建築関係設計業務共通仕様書と計画的に業務を履行することで、品質確保に努めるとともに、働き方改革を推進することを目的とするものである。</u></p> <p><u>(取組内容)</u></p> <p><u>(1) 打合せ時間の配慮</u></p> <p><u>昼休みや午後4時以降の打合せは行わない。</u></p> <p><u>(2) 資料作成の配慮</u></p> <p><u>① 休日明け日(月曜日等)を依頼の期限日としない。</u></p> <p><u>② 休日前(金曜日等)に新たな依頼をしない。</u></p> <p><u>③ 定時間際や定時後に依頼をしない。</u></p> <p><u>④ 作業内容に見合った作業期間を確保する。</u></p> <p><u>(3) その他</u></p> <p><u>① 水曜日、金曜日は定時の帰宅を心がける。</u></p> <p><u>② 工程に影響する条件等を、事前に受発注者間で確認・共有する。</u></p> <p><u>③ 受発注者間で全体の業務工程の確認・共有を行い、作業工程の把握に努める。</u></p> <p><u>(4) 災害発生時等の緊急的な対応については、取り組みの対象外とし、受発注者双方で作業内容や提出期限等を確認し、合意を図る。</u></p>	<p>3.30 検査</p> <p>2. 受注者は、契約書第3.3条第1項の規定に基づいて、発注者に対して業務の完了を業務完了届により通知する時までに、契約図書により義務づけられた書類の整備を完了し、監督員に提出しておかなければならない。</p> <p>3.31 部分使用</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第3.5条の規定に基づき、受注者に対して成果物の一部の使用を請求することができるものとする。</p> <p>(1) 別途設計業務の用に供する必要がある場合</p> <p>(2) その他特に必要と認められた場合</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 その他</b></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>